

## 第3回兵庫県行政不服審査会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年8月5日(水) 午後1時30分から午後2時5分まで
- (2) 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県職員会館 1階 ホール

### 2 出席した委員の氏名

中川丈久、角松生史、興津征雄、  
正木靖子、浅田修宏、吉田邦子、  
宗野義潔、善部修、梅谷順子

### 3 職務のために出席した者の職及び氏名

企画県民部管理局长 渡瀬康英、文書課長 山内喜夫、副課長 立石裕一、  
法務班長 嶋津良純、主査 中松美希、職員 宮西友輝

### 4 会議の目的である事項

#### (1) 会長の選任等について

- ア 会長及び副会長の選任について
- イ 会長の職務代理の順序の指定及び職務代理者の指名について
- ウ 部会を構成する委員の指名について
- エ 部会長の指名について
- オ 会議録署名委員の指名について

#### (2) 協議事項等

- ア 兵庫県行政不服審査会の活動状況(第2期)について
- イ 兵庫県行政不服審査会の運営方法について

### 5 議事の要旨

#### (1) 会長の選任等について

- ア 審査会は、行政不服審査法の施行に関する条例(以下「条例」という。)第10条第2項の規定に基づき、委員の互選によって、中川丈久委員を会長に、正木靖子委員及び角松生史委員を副会長に選任した。
- イ 中川会長は、条例第10条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する副会長の順序として、正木副会長を第1順位に、角松副会長を第2順位に指定した。  
また、中川会長は、同条第5項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員として、浅田修宏委員を指名した。
- ウ 審査会は、条例第12条第1項の規定に基づき、第1部会に属する委員に中川会長、吉田邦子委員及び梅谷順子委員を、第2部会に属する委員に角松副会長、浅田委員及び宗野義潔委員を、第3部会に属する委員に正木副会長、興津征雄委員及び善部修委員を指名した。

エ 中川会長は、条例第12条第3項の規定に基づき、中川会長自らを第1部会の部会長に、角松副会長を第2部会の部会長に、正木副会長を第3部会の部会長に指名した。

オ 中川会長は、兵庫県行政不服審査会運営要領（以下「運営要領」という。）第30条第3項に基づき、宗野委員を全体会の会議の会議録署名委員に指名した。

## (2) 協議事項等

ア 第2期（平成30年7月7日から令和2年7月6日まで）の兵庫県行政不服審査会の活動状況について、事務局から報告があった。

イ 行政不服審査法に基づく審査請求の今後の諮問見込件数について、事務局から報告があった。

ウ 審査会の運営方法について、事務局から説明があり、次の運営方法について各委員の確認を得た。

（主な確認内容）

(ア) 先例答申が存在し、調査審議しても明らかに同じ結果になるものについては、行政不服審査法第43条第1項第5号を適用することができること。

(イ) (ア)に該当する案件がある場合、運営要領第25条第1項の規定により、部会長は、部会に諮って諮問を要しない旨を審査庁に通知することができること。

(ウ) (ア)に該当する案件について、(イ)の諮問を要しない旨を審査庁に通知することを諮る部会は、当面、(ア)に該当する案件に係る先例答申を行った部会とすること。